

環 保 第 1887 号
環 対 第 3652 号
令 和 3 年 1 月 26 日

一般社団法人 大分県建設業協会 会長 殿

大分県生活環境部環境保全課長



大分市環境部環境対策課長



大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について（周知依頼）

平素より、大分県及び大分市の環境行政の推進に格別の御協力をいただき御礼申し上げます。

さて、大気汚染防止法においては、建築物等の解体等に伴う石綿の飛散防止のため規制を行っており、「吹付け石綿」並びに「石綿含有断熱材、保温材及び耐火被覆材」の特定建築材料に対して、規制の強化が行われてきたところです。

今回、飛散性が相対的に低いことからこれまで規制対象ではなかった成形板など石綿含有建材（いわゆるレベル3建材）についても、不適切な除去作業を行えば石綿が飛散する恐れがあること、解体等工事前の建築物等の調査における特定建築材料の見落としや、特定粉じん排出等作業における特定建築材料の取り残しにより、解体等工事に伴い石綿を飛散させた事例が確認されたことから、令和2年6月に大気汚染防止法の一部改正が行われ、令和3年4月1日から段階的に施行されることとなりました。

つきましては、環境省水・大気環境局長からの通知文書「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について（令和2年11月30日 環水大大発第2011301号）」及び改正に関するリーフレットを送付いたしますので、貴会員へ周知していただき、解体等工事に伴う石綿の飛散防止の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

なお、関係資料につきましては、下記ホームページに掲載していますので、申し添えます。

記

大分県：<https://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/r2kaisei-asbestos.html>

大分市：<http://www.city.oita.oita.jp/o141/machizukuri/kankyo/kaiseitaibouhou2020.html>

（担当）

大分県環境保全課大気保全班 島崎

TEL：097-506-3114（直通）

大分市環境対策課大気・騒音担当班 田邊

TEL：097-537-5748（直通）



大気汚染防止法の改正に伴い、令和3年4月から段階的に アスベスト工事のルールが変わります

レベル3建材への規制(令和3年4月から開始)

新たにレベル3建材の作業基準が作られました。

建材の区分	取扱い	改正前	→	改正後
レベル3 石綿含有成形板など	作業基準	なし	→	あり
	特定粉じん排出等作業実施届出書	提出不要	→	提出不要※

※レベル3建材は届出書の提出は不要ですが、作業計画を作成する必要があります。

<レベル3建材の作業基準の概要>

○ 石綿含有成形板などのレベル3建材を除去する作業

- ・ 切断や破砕等をせずに手ばらしで取り外してください。
- ・ 手ばらしが難しい時は、対象建材を薬液等で湿潤化してから除去して下さい。
なお、ケイ酸カルシウム板第1種を手ばらしせずに除去する場合は、湿潤化に加えて
周辺の養生も必要です。

○ 石綿含有仕上塗材(裏面参照)を除去する作業

- ・ 対象建材を薬液等で湿潤化してから除去してください。
- ・ 電気グラインダー等の電動工具で除去するときは、湿潤化に加えて周辺の養生も必要です。



石綿含有仕上塗材の取扱い(令和3年4月から開始)



仕上塗材

石綿含有仕上塗材※はレベル3建材として取り扱うこととなりました。

	改正前	→	改正後
建材の区分	レベル1	→	レベル3
特定粉じん排出等作業実施届出書	提出必要	→	提出不要

※吹付けパーミキュライト及び吹付けパールライトは従来どおりレベル1建材に該当します。

元請業者と下請負人の責務(令和3年4月から開始)



元請業者だけでなく、下請負人にも作業基準を遵守する義務が設けられました。また、作業基準等に違反した場合、元請業者と下請負人に直接罰則が適用される規定が設けられました。

発注者への作業結果の報告(令和3年4月から開始)



元請業者は、アスベスト工事が適切に行われているかを確認し、その結果を発注者へ報告する義務が設けられました。

大分県または大分市への事前調査結果の報告(令和4年4月から開始)



元請業者は、建材にアスベストが含まれているか調査した結果を、工事前に大分県(大分市を除く県内)または大分市(大分市内)へ報告する義務が設けられました。

有資格者による事前調査(令和5年10月から開始)



「建築物石綿含有建材調査者」等の資格者が事前調査を行う義務が設けられました。

上記の他にも、レベル1・2建材の作業基準の一部、事前調査の方法等が改正されています。詳細な改正内容については、大分県または大分市のホームページをご覧ください。

<問合せ先>

【大分県あて】大分市以外の県内の解体等工事

大分県生活環境部環境保全課 大気保全班

〒870-8501 大分市大手町3-1-1 TEL:097-506-3114(直通) FAX:097-506-1747

【大分市あて】大分市内の解体等工事

大分市環境部環境対策課 大気・騒音担当班

〒870-8504 大分市荷揚町2番31 TEL:097-537-5748(直通) FAX:097-538-3302